



国土交通省

東北運輸局プレスリリース

平成23年3月23日  
東北運輸局災害対策本部

## 東北地方太平洋沖地震に伴う保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の延長について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による影響で、当面、継続検査を受けることが困難である状況と認められることから、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条の規定に基づき、下記の対象地域に事業場を置く指定自動車整備事業者が交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章については、自動車検査証の有効期間を延長した取扱いと同様、別紙公示写しのとおり有効期間を延長しましたので、お知らせします。

### 記

1. 《対象地域》 青森県、岩手県、宮城県及び福島県の全域について

保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間が、平成23年3月11日から同年4月10日までのものは、平成23年4月11日まで延長する。

2. 《対象地域》 秋田県及び山形県の全域について

保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間が、平成23年3月16日から同年4月15日までのものは、平成23年4月16日まで延長する。

※ 保安基準適合証及び保安基準適合標章とは、継続検査時の国への現車提示を省略するために民間車検場が発行するもの。

〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 第4合同庁舎

《問い合わせ先》

東北運輸局自動車技術安全部 整備・保安課

太田、八巻

電話：022-791-7534